

こちらは、法改正前の免許更新制度により失効した免許状の再授与申請を行う場合の案内です。  
新規または追加で免許状を取得される方は、窓口での申請のみとなります。下記の書類では申請  
いただけませんので、こちらを確認の上、窓口で申請してください。

再授与申請用

【他府県授与の教員免許状を再申請する場合】

- 申請方法 教育職員免許法 第6条 別表第7
- 取得内容 実務経験を活かして特別支援学校教諭免許状を取得する場合
- 主な取得要件 基礎免許状を取得した後の、教員としての実務経験と修得した単位

	申請必要書類	備 考
1	教育職員免許状検定申請書	・大阪府ホームページからダウンロードできます。
2	身体に関する証明書 【証明日から <u>1年以内</u> のもの】	・大阪府ホームページからダウンロードできます。 ・公共医療機関、一般開業医、学校医から証明を受けてください。
3	実務に関する証明書	・大阪府ホームページからダウンロードできます。 ・所属長及び実務証明責任者から証明を受けてください。 (所属長→実務証明責任者の順で証明を受けること。)
4	学力に関する証明書	・大阪府教育委員会等の免許法認定講習や免許法認定公開講座で単位を修得し、「単位修得証明書」を発行されている場合はその原本を提出してください。 ・大学の科目履修等で、本申請に必要な単位を修得した場合は、大学から「学力に関する証明書」を入手してください。「成績証明書」ではありませんのでご注意ください。 ・申請する特別支援学校教諭免許の取得に必要な単位のすべてが確認できる証明書が必要です。(例 複数大学で単位を修得した場合はそのすべての大学の証明書が必要)
5	人物検定に係る確認書	・大阪府ホームページからダウンロードできます。
6	宣誓書	・大阪府ホームページからダウンロードできます。
7	失効した全ての教員免許状の原本とコピー	・教育委員会へ返納済の場合や免許状原本を紛失している場合、「紛失・返納済届」を提出してください。
8	戸籍抄本もしくは戸籍謄本 【発行日から <u>6ヶ月以内</u> のもの】	・本籍地のある市区町村役所で入手してください。 戸籍抄本・謄本等は、2から6までの書類に記載されている氏名・都道府県本籍地の戸籍から、変更後(申請時点)の氏名・都道府県本籍地の戸籍までの経緯を確認できるものが必要です。 ※従前戸籍が記載されているものが必要です。戸籍の異動が2回以上ある場合は、除籍抄本等も必要です。(取得方法など詳細は役所に問い合わせてください。)
9	免許状送付用の返信用封筒	・角型2号封筒に530円分(◆参照)の切手を貼り、宛先を明記したもの
10	受付書送付用の返信用封筒 【窓口申請の場合は不要です】	・長形3号封筒に110円分の切手を貼り、宛先を明記したもの
11	手数料 免許状1枚につき5,600円  郵送申請の場合は大阪府手数料納付済証原本または領収書のコピー	・申請にかかる手数料です。窓口申請の場合は書類審査の後、納付窓口にて納付していただきます。 ・郵送申請の場合は <u>こちら</u> から手続きの上、コンビニ店舗で納付してください。納付後、納付済証等が発行されますので、同封ください。

※申請の状況によっては、上記書類以外に、追加で書類の提出を求めることがありますので、ご了承ください。

◆ 免許状5枚から10枚申請する場合は、郵便切手620円分を貼付ください。